

静岡県告示第308号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川勝平太

1 高松処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和31年8月2日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

2 城北処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和45年3月31日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

3 中島処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和52年2月3日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

(汚水)

昭和52年静岡県告示第107号、昭和54年静岡県告示第685号、昭和57年静岡県告示第95号、昭和61年静岡県告示第246号、昭和62年静岡県告示第177号、平成元年静岡県告示第225号、平成元年静岡県告示第1163号、平成5年静岡県告示第835号、平成9年静岡県告示第337号、平成13年静岡県告示第356号、平成15年静岡県告示第766号、平成18年静岡県告示第448号、平成21年静岡県告示第338号、平成22年静岡県告示第391号、平成23年静岡県告示第22号、平成25年静岡県告示第357号、平成29年静岡県告示第234号の事業地に、静岡県静岡市駿河区大字片山を加え、同大字恩田原並びに大字大谷字片山地内において事業地を変更する。

(雨水)

変更なし

4 長田処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成6年7月26日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

5 南部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和32年9月9日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

6 北部処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 昭和50年5月23日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし

7 静清処理区

(1) 施行者の名称

静岡市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

静岡都市計画下水道事業静岡市公共下水道

(3) 事業施行期間

自 平成元年8月25日

至 平成35年3月31日

(4) 事業地

(7) 収用の部分

変更なし

(4) 使用の部分

変更なし